

私のおすすめ本

村田昌平 教授

(租税法)

『グローバル・タックス 国境を超える課税権力』 諸富徹著

岩波書店 2020年

本書は200ページ程度の新書ですが、近年「経済のグローバル化、デジタル化」が租税の分野にもたらした影響や、各国政府をはじめとする国際社会のそれへの対応策、今後の展望などが、コンパクトにかつわかりやすくまとめられています。

多国籍企業の租税回避スキームや、フランスなど各国の個別対応としてのデジタル課税案、国際課税ルールの見直しとしてのOECD提案など、その背景、原因なども含め、簡略すぎず、かといって専門的にもなりすぎず、程よい加減で紹介されており、読み物としても面白いのですが、本書を一読することで、今一度「税」とはなんだろうかということを考えてもらえるきっかけになればとも期待しています。

本書にもありますが、「税を論じることは、国家のあり方を論じること」です。「国家主権がいまだに1645年のウェストファリア条約以来の国民国家の枠組みに留まっている」との指摘は、表現はやや刺激的ですが、多国籍企業に限らず、ヒト・モノ・カネが容易に「国境」を越えて移動し、その行動領域と「国家」との地理的結びつきが流動化する中（やや言い過ぎの感もありますが）、「国家」とは何か、その役割は、ひいてはその活動財源としての「税」を誰が負担すべきか（「移動」できるものとできないものが存在することも念頭におきつつ）、などなど、いろいろなことを考えさせられます。

コロナ感染症の世界的な蔓延、気候・環境問題など、個々の「国家」を超え「国際社会」として共通した対応が求められる課題が山積する中、「国際公共財」とその調達財源としての「グローバル・タックス」の必要性、あるいは、いわゆるトービン税（案）などに代表される課題対応のための政策税制としての「グローバル・タックス」の必要性、さらには、それらを実現するため課税権力が「国境を超える」必要性、といった指摘は説得的です。他方、多国籍企業をはじめとした税源浸食行為への対応策としての国際的合意に基づく国際課税ルールの見直しについては、「主権国家」との個別具体的な関係において「税を納めるべき」というその“べき”論がどのように展開していくのか興味があるところです。

国際課税ルールの見直しに関して、先に触れたOECDによる提案については、2021年秋に「包摂的枠組み」につき「国際合意」（（日本の）財務大臣談話では「歴史的合意」と表現

されています) が得られたところですが、最終的な実施 (特にいわゆる「第1の柱」について) までにはまだまだ紆余曲折が予想されます。本書を手引きとして、国際課税の分野における歴史的な転換点 (となるかもしれない) を見届けてもらえればと思います。

『新装版 法学入門』末弘嚴太郎著

日本評論社 2018年

著者の末弘嚴太郎 (「いづたろう」と読みます) 先生は大正から昭和初期にかけて活躍された法学者で、民法、労働法や法社会学がご専門です。題名どおり、これから法学を学ぶにあたっての心構えなどが軽妙な対話形式で書かれています。本書に収められている文章は、序文に昭和9 (1934) 年と書かれているとおり、約90年も前に書かれたものですが、その内容は、今読んでも、(若干、時代を感じさせる箇所もなくはありませんが) 示唆に富むものです。特に第一話「法律の学び方教え方」など、新米教員の筆者としては、強烈なダメだしを受けているようで、忸怩たる思いで読み進めたところです。

筆者は法学部出身ですが、大学入学前は、やはり、法学とは条文を暗記する (とまではいえないにせよ) という規定が設けられているかを覚えること、入学後も、せいぜい条文解釈にあたってどういう説があって、判例の立場はどうかを覚えること、といった程度の認識だったような気がします。それが、30数年、公務員として税務行政に携わった後、あらためてこの文章に触れると、事実を認定 (発見) し、適用されるべき法律を解釈し、結論を導き出す、いわゆる法的三段論法は、決して法律の知識を基にした機械的な作業ではなく、事実認定ひとつとってみても、取捨選択を含む能動的な行為であり、適用される法律の決定と、ある意味同時に行われるものである、といった指摘がより自然に理解できたように思えます。

経済学部のみなさんが法律科目を履修する目的はさまざまであり、若干言い訳じみてしまいますが、現行の法制度、規定の内容を知識として得ること自体も大いに有用だと思います (思いたい)。加えて、一度本書を手にとってもらえれば、法律というものが決して無機質なものではなく、ある意味人間臭く、また、面倒くさくも面白いものであると、より興味をもってもらえるのではないかと思います。

筆者自己紹介

村田 昌平 (むらた しょうへい)

2023年4月に日本大学経済学部に着任しました。租税法を担当しています。元公務員で、国税庁、裁判所、時には大学など、様々な立場から租税法と向き合ってきました。お互いの主張がぶつかりあう税務争訟などが関心事項の一つです。